

平成21年3月31日

九州地方整備局営繕部の組織改正について

国有財産の有効活用や地球環境問題への対応、多様な調達手法の活用等の社会的な要請に対応した国家機関の建築物の整備や保全指導、意見書制度等の営繕行政の充実の観点から、九州地方整備局の営繕部の組織を改正しました。

<組織改正の基本的考え方>

- 官公庁施設全体についてファシリティマネジメント[※]や環境問題対応に係る事務を強化するため、当該事務に係る調整事務を一元的に実施し、保全や施設整備に係る指導・監督との連携を図る。
 - [※] 不動産(土地、建物、構築物、設備等)すべてを経営にとって最適な状態(コスト最小、効果最大)で保有・運営・維持するための総合的な管理手法
- 国土交通省が行う営繕工事について、建築に係る設計及び積算等と、電気・機械に係る当該事務を統合する等により効率化を図る。
- 営繕工事における一般競争入札方式の更なる拡大や多様な発注方式の導入等の品質確保に係る取り組みを強化するため、入札・契約方式について包括的に企画立案・調整を実施する。

<新たに設置する組織>

組 織	主 な 業 務
営繕品質管理官	<ul style="list-style-type: none">・ 営繕工事に係る入契制度の技術的事項の高度な技術を要するものに係る企画、立案、調整業務・ 営繕関係積算基準の企画、立案、調整業務
調整課	<ul style="list-style-type: none">・ 国家機関の二以上の建築物がある一定の地域内で行う営繕工事に関する総合的な計画の企画、立案、調整業務・ 営繕工事関連の環境対策の企画、立案、調整業務・ 官公庁施設の建設等に関する法律に基づく指導、監督業務
整備課	<ul style="list-style-type: none">・ 営繕工事の設計に関する業務・ 営繕工事に係る積算に関する業務・ 営繕工事に関する設計基準の設定に関する業務

<廃止する主な組織>

組 織	備 考
営繕積算調査官	所掌事務等の見直しによる。
建築課	
設備課	

<組織改正に伴う担当課室の変更等>

- 設計、積算及び設計基準の設定に関する業務
 - 建築及び設備に係る設計、積算及び設計基準の設定に関する業務については、新設する「整備課」において実施。

- ファシリティマネジメント、環境対策に関する業務
 - 国家機関の建築物等のファシリティマネジメントに関する業務については、新設する「調整課」において実施。
 - 環境対策の企画及び立案並びに調整に関する業務については、新設する「調整課」において実施。

(参考) 平成21年4月1日以降の組織体制

